

茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者の違反行為に係る事務処理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に対し、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者規程（平成10年企業団訓令第1号。以下「規程」という。）に基づき行う指定の取消し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び茨城県南水道企業団水道事業給水条例（平成9年企業団条例第2号）の例による。

(指定工事業者審査委員会の設置)

第3条 指定工事業者の指定の取消し及び指定の停止に関して、公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、規程第20条の規定に基づき、茨城県南水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「指定工事業者審査委員会」という。）を設置する。

2 指定工事業者審査委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長及び委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

(1) 委員長 事務所長

(2) 委員 次長及び茨城県南水道企業団組織規程（令和4年企業団訓令第3号）第2条に規定された課の長

4 指定工事業者審査委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

5 委員長は、必要があると認めるときは、指定工事業者審査委員会に水道技術管理者、当該事案の関係職員等の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

6 指定工事業者審査委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

7 指定工事業者審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(違反行為の調査、報告等)

第4条 給水課長は、指定工事業者が規程第9条各号のいずれかに該当する行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあるときは、職員を指名し、速やかにその事実関係について調査を行わせるものとする。

2 給水課長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、当該指定工

事業者に対し、直ちに違反行為を是正するよう指導するとともに、てん末書の提出を求める。

- 3 第1項の規定により調査を行った職員は、違反行為の事実が認められたときは、違反行為の事実関係等を記載した指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書(様式第1号)を作成し、給水課長に提出しなければならない。
- 4 給水課長は、前項の指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書の内容を確認精査し、違反行為が次条に定める処分基準により指定の取消し又は指定の停止処分に該当すると認められるときは、意見を付して、指定工事業者審査委員長に報告するものとする。

(処分の基準等)

第5条 指定工事業者が違反行為を行ったときは、別表第1に定める違反点数を当該指定工事業者に付加するものとする。

- 2 違反行為が同時に2以上の工事又は別表第1に掲げる2以上の項目に該当するときは、それぞれの違反点数を加算するものとする。
- 3 第1項の規定により指定工事業者に違反点数を付加する場合は、違反点数通知書(様式第2号)により通知するものとする。
- 4 違反行為に係る指定の取消し又は指定の停止処分及び指導は、違反点数の累計に応じて行うものとし、その基準は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 5 違反点数は、当該違反に係る処分又は指導を決定した日を起算日として、2年間累積するものとし、当該期間を経過した日に消滅するものとする。
- 6 違反点数の累積期間内に、規程第6条第1項の規定により指定が失効し、その後、新たに指定を受けたとき又は事業を廃止し、その後、再度指定を受けたときは、失効前又は廃止前に付加された違反点数及び累積期間を引き継ぐものとする。この場合において、指定を失効していた期間又は廃止後再指定を受けるまでの期間は、累積期間に含めないものとする。
- 7 指定の停止処分を受けたときの指定の停止期間は、違反点数の累積期間に含めないものとする。
- 8 規程第10条に規定する「斟酌すべき特段の事情」がある場合は、違反点数を減ずることができる。なお、「斟酌すべき特段の事情があるとき」とは、次の各号に掲げる場合をいう。
 - (1) 違反行為が故意ではなく、かつ、その損害が軽微と認められる場合
 - (2) その他、企業長が特に認めた場合

(意見陳述のための手続き等)

第6条 企業長は、第4条の調査において、指定の取消し又は指定の停止処分に該当す

ると認められたときは、指定工事業者審査委員会の開催前に、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、当該処分の名あて人となるべき者について、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める意見陳述のための手続きを行うものとする。

- (1) 指定の取消しに該当するとき 聴聞
 - (2) 指定の停止に該当するとき 弁明の機会の付与
- 2 聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書（様式第3号）により通知する。
 - 3 聴聞は、給水課長が主宰する。
 - 4 聴聞を終結したときは、主宰者は、速やかに聴聞調書（様式第4号）及び聴聞報告書（様式第5号）を作成する。
 - 5 弁明の機会の付与に当たっては、弁明の機会付与通知書（様式第6号）により通知し、企業長が口頭での弁明を認めたときを除き、弁明を記載した書面（以下「弁明書」という。）の提出を求めるものとする。

（指定工事業者審査委員会による審査）

- 第7条 企業長は、前条の聴聞又は弁明を受け、指定の取消し又は指定の停止処分を行うおうとするときは、指定工事業者審査委員会に諮問しなければならない。
- 2 指定工事業者審査委員会は、第4条第3項の指定給水装置工事事業者違反行為等調査兼報告書及び前条第4項の聴聞調書及び聴聞報告書又は同条第5項の弁明書その他全ての事情等を考慮し、審査を行うものとする。
 - 3 指定工事業者審査委員会は、前項の諮問事項を審査し、その結果について審査結果報告書（様式第7号）を作成し、企業長に報告するものとする。

（処分の決定）

- 第8条 指定の取消し及び指定の停止処分の決定は、前条第3項の報告をもとに企業長が行う。

（処分の通知）

- 第9条 企業長は、処分を決定したときは、速やかに処分決定通知書（様式第8号）により当該指定工事業者に当該処分の内容を通知する。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

- 第10条 企業長は、法第25条の4に定める給水装置工事主任技術者に、法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を所管する大臣に報告する。

（処分後の工事施工）

- 第11条 処分を受けた指定工事業者は、新たに指定を受け、又は指定の停止期間が満

了するまでは、一切の給水装置工事を施工することができない。ただし、企業長が特に必要があると認めるときは、承認を受けた給水装置工事であって竣工していないものに限り、施工することができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、企業長が別に定める。